第十三条中第十号の三を第十号の五とし、第十号の二を第十号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十の四　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第十三条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十五号を第十八号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の三号を加える。

十二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

十三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

十四　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第十九条第九号中ハをホとし、ロをハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第十九条第九号イの次に次のように加える。

ロ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第十号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、「又は殺処分を行う」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする」に改め、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第九条の二第一項の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

第二十七条第一号中「同条第十号ヌからワまで」を「同条第十号ルからカまで」に改める。

第三十条第六号イ中「第二十五条第十号リからヲまで」を「第二十五条第十号ルからカまで」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第四条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中第三十一号を第三十三号とし、第二十六号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　外来生物法第二十四条の二第一項及び第二項に基づく輸入品等の検査及び集取並びに消毒及び廃棄に関すること。

第八条第二十四号中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同号を同条第二十五号とし、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　特定外来生物の放出等に係る許可に関すること。

附　則

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。